

児童館・児童センター 指定管理者募集要項等に関する質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	【(資料3)仕様書】 児童センターにおいては体力増進指導に関し知識技能を有する者(中略)を1人以上置くこと、としています。常時配置が必要でしょうか？	常時配置する必要はありません。
2	【募集要項】 指定管理料の中間見直しについて 指定管理期間中のエアコン増設などにより、電気料金が増えた場合や工事等の関係で、保守業者を変更しないといけない場合に生じる金額の差額については、中間見直し等で考慮してもらえるのでしょうか。	指定管理者制度を所管する財政部行財政改革課が想定している中間見直しは、指定期間中における人件費と光熱費・燃料費の上昇(下降)を受けてその費目について見直すものであり、仮に指定期間中のエアコン設置により電気料金が大幅に上昇するとしても、国等が示す経済指標の上昇割合をもとに算出した上限割合の範囲内での見直し(増額)となります。 ただし、上記の考え方はあくまで現時点での想定のため、今後の経済状況や施設の状況により、そうした場合も見直しの対象となる可能性はゼロではないとのことです。 見直しの詳細については令和11年度に改めてお示しします。